

Title	Kiichiro Fukasaku, Fukunari Kimura and Shujiro Urata編著 Asia and Europe : beyond competing regionalism
Sub Title	
Author	岩田, 一政(Iwata, Kazumasa)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2001
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.93, No.4 (2001. 1) ,p.873(203)- 875(205)
JaLC DOI	10.14991/001.20010101-0203
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20010101-0203

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



Kiichiro Fukasaku, Fukunari Kimura and
Shujiro Urata 編著

*Asia and Europe :
Beyond Competing Regionalism*

Sussex Academic Press, 1998, 242頁

本書は、1997年に慶應義塾大学を退官された佐々波揚子教授に捧げられた論文集である。同教授の国際的な活動の広がりを反映して、本書の寄稿者も国際的な多様性を示している。その内容も副題の示す通り、互いに競争する地域主義を超える広がりをもったものとなっている。

1章(Fukasaku=Urata)は本書の問題意識とアウトラインを示している。そこでは、アジアとヨーロッパにおける地域主義が日欧企業の戦略や行動にどのような影響を与えているのか、また直接投資や競争政策が経済統合に対してどのような役割を果たしているのか探ることを主要なテーマとして、本書が編集されたこと、ならびに各章の狙いと結論について簡潔かつ要領を得た概観がなされている。

2章(Shujiro Urata)は、ヨーロッパにおける経済統合とは異なり、アジアのそれが「過度の制度化」を回避しつつ、「開かれた地域主義」に基づく域外諸国との貿易、投資の拡大が顕著であったことをデータに即して丁寧にフォローすることによって検証している。さらに、アジアの地域主義は、伝統的な「互恵原則」(reciprocity)に基く自由貿易協定よりも隣人のピア・プレッシャーに依存した「協調のとれた自発性」(concerted voluntarism)を重視していることに注目している。しかしながら、シアトルでのWTO閣僚会議後、日本を含めてアジア諸国のみならずEUも、自由貿易協定締結に向けて一斉に走り始めた。問

題は、締結される自由貿易協定が、第三国にとって差別効果のある内容であるかどうかであろう。浦田論文の強調する1994年APECボゴール宣言に見られるようなアジア型地域主義が、これから締結されるであろうアジアにおける自由貿易協定にどこまで貫かれるのか注目されるところである。ちなみにASEAN諸国による自由貿易地域形成は、NAFTAと比較すると「制度化」の度合いは弱く、少なくとも発足当初は自由化目標に例外品目が多かった。他方、第三国に対する差別効果の大きい原産地規則についてはNAFTAよりも緩やかなルール設定が行われている。

3章から5章にかけては、アジアにおいて海外直接投資が経済統合に果たした役割を分析している。3章(Chia Siow Yue)は、ASEAN諸国における直接投資の役割を分析し、直接投資の源泉国が、北アメリカ、ヨーロッパから日本、アジア新興国へとシフトし、アジア域内での分業とビジネス・ネットワーク形成が進展していることとならんでアジアにおける中国の台頭に注目している。チア論文は、グローバリゼーションの大きな流れに乗るためには、ASEAN諸国の企業が多国籍化することの重要性を説いている。4章(Sung Yun-wing)は、中国、台湾、香港の3つの部分からなる「中国経済圏」の経済統合の深化が[制度化]によらず中国と台湾の貿易・投資政策の転換によってもたらされたことを指摘している。

5章(Fukunari Kimura)では、日本からアジア諸国への直接輸出の役割が大きく、アジアにおける子会社は、第三国向け販売に重点をおいていることに注目している。この分業のあり方は、アジアにおける経済統合がまだ未成熟の段階にあることを示唆しているからである。日本とシンガポール、韓国との自由貿易協定が成熟した経済統合に向けてのプロセスをどの程度推進することになるのか興味深い。

7章(Yamawaki=Barbarito=Thiran)では、ヨーロッパにおける日本とアメリカ企業の欧州における立地政策の相違を論じており興味深い。日

米企業ともにイギリスを主要な直接投資先に選んでいることは共通している。しかし、イギリスの後には、日本企業はドイツ、フランスであるのに対して、アメリカ企業はオランダ、ベルギー、アイルランドであるという違いをはっきり見て取ることが出来る。また、産業別にもアメリカ企業は非電気機械部門、化学部門のシェアが高いが、日本企業は電気機械部門、非電気機械部門のシェアが高い。さらにアメリカ企業は買収による投資のシェアが高いが、日本企業は新規投資の割合が高いことを指摘している。他方で、日米企業の直接投資行動の相違は、小さくなる可能性があることをR&D投資集約的な産業については、日米企業とも技術能力面での環境が整備されたイギリス南東部に集中していることやファクター分析を行うことによって実証している。

集積の利益が大きい産業では特定地域に企業が立地することはすでにアメリカ国内でも観察される。EUの通貨統合によって、どの程度イギリスへのR&D投資集約型企業の集中が影響を受けるか、また景気変動の波及パターンがどのように変化するのか注目される場所である。ヨーロッパは、アメリカと比較すると産業の集中度合いが低く、むしろ分散的な産業配置であったが、金融、経済面での統合深化と拡大によってその産業配置がどのように変化してゆくのかより立ち入った分析を行うことが求められている。7章は、そうした研究への足掛かりを提供するものと言えよう。

アジア地域では、通貨統合への道はまだはるか先にある。しかし、6章(Fukasaku=Martineau)は、1980年代後半以来、名目金利の国際的な波及の強まりなどに見られる金融面での相互依存の増大に注目し、インフレ率の収束傾向が観察されることから金融政策の協調が進展していることを指摘している。とりわけシンガポールの名目金利がASEAN諸国の名目金利に与える影響が増大していることは、シンガポールがこの地域で金融センターとしての役割を高めていることを示唆している。金融政策の協調によりアジア通貨危機を予

防することが可能であったのか、また危機による打撃を弱めることは可能であったかどうかは、興味をそそられるテーマである。また、通貨危機後にはアジア通貨基金の提案が行われており、チェンマイ・イニシアティブに見られるように為替レート政策についての中央銀行間の協調が強化されている。

しかし、アジア通貨危機の予防という点に関して言えば、アジア諸国の金融機関のリスク管理体制が明らかに不十分であったことが大きい。金融監督面での協調がもう少し早く実施されていれば、アジア通貨危機の打撃はより小さなものになっていたであろう。リスク管理体制については、資金の出し手である日本にも問題があり、BISの自己資本比率規制も、OECD非加盟国の金融機関に対する短期貸付のリスク・ウェイトが長期貸付よりも低く設定されていたために、アジア諸国向け貸付が短期化し、金融面での脆弱性を加速させたという問題があった。

8章(Sleuwagen)はEUにおける企業の合併・買収に関連する競争政策を扱ったものである。EUにおいて買収に対する規制は、アメリカの基準に比べると緩やかなものであり、ルール適用に当たっての透明性も不足していることが強調されている。この章では指摘されていないが、日本における競争政策が効率性を重視して運用された結果、日本企業の国際競争力が強化されたというEUの認識が、合併・買収に関連するEUの競争政策に影響を与えた可能性がある。いずれにしても、競争政策に関する共通のルールづくりは、企業の国際化、世界化に大きく立ち遅れている。スロワケン論文の指摘するように共通の競争条件を整えることは、市場機能の効率性改善にとって極めて重要である。

9章(Messerlin)は、EU統一市場形成のプロセスにおけるサービス貿易自由化を回顧している。なかでも、EUにおいて相互認証がサービス貿易自由化に果たした役割は大きい。メッサリン論文の相互認証に関する記述は、示唆に富んでいる。

メッサリンは、国内規制の保護主義的傾向を抑制するためには、規制撤廃、無条件の相互承認、条件付き相互承認、完全調和化の4つのオプションを上げ、4つの選択肢に関して行政・法律作成のコストと便益としての信頼の関係を論じている。メッサリンは、コストと信頼の両面から判断すると無条件の相互認証が望ましいとしているが、現実には実施されているのは、条件付き相互認証であり、それを実施に移す場合には、コストが上昇し、信頼も低下することになる。

EUの経験で注目されるのは、相互認証を包括的・水平型のアプローチを採用して、初めて認証のプロセスが促進されたことである。メッサリンは、相互認証は、国内規制の国ごとの差異が大きいことを考慮すると、ブルリテラルに進めることが望ましいと論じている。しかし、すでに会計士に関する相互承認は、WTOの枠内で進展しており、包括的・水平型のアプローチを採用することによって相互認証を通ずるサービス貿易自由化を促進することは可能であろう。

ウルグアイ・ラウンド後に締結された基本通信分野の合意文書である参照ペーパーは恐らくサービス貿易自由化において革命的な文書とも言える。メッサリンは、この参照ペーパーを辛辣に批判している。この文書は、いわば過渡期に適用される規制改革のルールとそれが終了した後に適用される競争法のルールとを混同しているというのである。いわば、ウルグアイ・ラウンドにおいて「市場アクセス」が、外国企業を差別的に優遇する手段として用いられる可能性があるのと同様に、規制改革が新規参入者を優遇するとすれば、それは本来の競争政策のルールとは異質のものであると論じている。

さらに「主要な供給者」、「エッセンシャル・ファシリティに関する支配」、「競争的セーフガード」、「反競争的内部補助」など重要なコンセプトについて明確な定義はどこにも与えられておらず、競争政策における術語と異なっていることも問題があるとしている。

しかし、現実には先進国における基本通信分野の規制緩和は、規制改革と競争政策のルールが互いに交錯する形で実施されたのであり、参照ペーパーはそうした現実を反映しているに過ぎないともいえよう。この文書は確かに曖昧ではあるが、規制を「一般的な法」、すなわちいくつかの規範（競争、透明性）の下に整理していることが画期的である。先進国国内における規制改革は、まさに「特定化された法」から「一般的な法」へと向かう流れに沿ったものである。

いずれにしても、参照ペーパーは、来るべきWTO次期交渉の主要テーマの一つである国内規制問題領域におけるモデルとして活用される可能性が高い。日本における通信分野の規制改革は明らかに不十分なものであったが、今後規制当局と競争政策当局がどのような役割分担の下に、効率的、かつ市場の要求に感応的な規制体系を構築するかは、この参照ペーパーのもつ問題点を克服する上でも極めて重要である。アメリカは、戦後GATT体制を構築したが、そのルールづくりは、国内におけるルール形成を反映したものであった。日本が世界貿易ルール・メーカーとしての役割を演ずるためには、他国の模範となる規制改革を国内で実施することが求められているのである。

岩田 一政

(東京大学大学院総合文化研究科教授)